

富士市公告第77号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月7日

富士市長 金指 祐樹

1 業務概要

(1) 業務名 令和8年度 鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託

(2) 業務内容

富士市では、地域の暮らしの足を確保するため、地区と協働してコミュニティ交通の導入を行っている。本業務は、令和7年9月26日に鷹岡地区コミュニティ交通サポート組織からなされた「コミュニティ交通導入検討の立候補」をきっかけとし、富士市と鷹岡地区で協働して計画してきた運行計画案に基づき、実際の運行業務を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月15日まで

(4) 運行期間 令和8年11月1日から令和9年1月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

(3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和8年度富士市競争入札参加資格審査の登録又は申請者であること。

(4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執

行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

(6) 本業務は道路運送法(昭和26年法律第183号)第21条の規定に基づく実証運行と
するため、次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者であること。

ア 富士市内に事業所を有し、かつ、一般貸切旅客自動車運送事業者であること。

イ 富士市内に事業所を有し、かつ、商業組合静岡県タクシー協会富士・富士宮支部
に所属する一般乗用旅客自動車運送事業者であること。

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和8年4月7日(火)から同年4月17日(金)まで

(2) 交付書類

ア 令和8年度 鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託プロポーザル実施要領

イ 令和8年度 鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託プロポーザル様式集

ウ 令和8年度 鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託仕様書

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1040050000/p007748.html>

4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、次のとおりとする。

(1) 受付期間 令和8年4月7日(火)から同年4月14日(火)まで(最終日は、午後
3時までとする。)

(2) 受付方法 「参加表明に関する質問書」(様式-1)に記入の上、電子メールで送付
すること。また、質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。

メールアドレス toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2904 (直通)

- (3) 質問回答日 令和8年4月15日(水)
- (4) 回答方法 書面にて回答する。
- (5) その他 質問に対する回答は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとし、質問事業者が不利益を被らないものについては、公開する。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年4月7日(火) から同年4月17日(金) までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市都市整備部都市計画課(市庁舎7階北側)
- (3) 提出方法 持参(日曜日及び土曜日を除く。)又は郵送(受付期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 「令和8年度 鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務プロポーザル実施要領」による。

6 手続日程

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 令和8年4月7日(火) | 公告 |
| (2) 令和8年4月14日(火) 午後3時まで | 参加表明に関する質問書提出期限 |
| (3) 令和8年4月15日(水) | 参加表明に関する質問回答の公表 |
| (4) 令和8年4月17日(金) 午後3時まで | 参加表明書等提出期限 |
| (5) 令和8年4月20日(月) | 参加資格確認結果通知 |
| (6) 令和8年4月27日(月) 午後3時まで | 企画提案書等に関する質問書提出期限 |
| (7) 令和8年4月28日(火) | 企画提案書等に関する質問の回答 |
| (8) 令和8年5月7日(木) | 企画提案書等提出期限 |
| (9) 令和8年5月12日(火) | 優先交渉権者の特定等結果通知 |
| (10) 令和8年5月下旬 | 契約 |

7 その他(留意事項)

- (1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (2) 失格となる企画提案者
 - ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。
 - (ア) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

- (ア) 「令和8年度 鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託プロポーザル実施要領」に定める手続き以外の方法により、評価委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
 - (イ) その他審査委員会が不適格と認めた場合
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。
 - (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
 - (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
 - (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。